

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	下水道課	
件 名	汚水枝線管きょ布設付帯工事（第31-KI2工区）	
契 約 内 容	地先境界撤去復旧工 L = 30m	
契 約 期 間	令和2年2月4日～令和2年3月19日	
契 約 締 結 日	令和2年2月3日	
契 約 相 手 方	大竹建設株式会社	
契 約 金 額	748,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、大竹建設株式会社と契約している汚水枝線管きょ布設工事（第31-KI2工区）と同一工事箇所内の付帯工事であり、地先境界撤去復旧工等を別途工事にて発注するものです。 同一受注者に施工させる場合には、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することのほか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等において設計額を安価に計上できる見込みであるため、大竹建設株式会社と随意契約するものです。 なお、本工事の設計金額は、汚水枝線管きょ布設工事（第31-KI2工区）との合算による諸経費調整を行い、算出しており、契約金額については本工事の設計額に汚水枝線管きょ布設工事（第31-KI2工区）の請負率を乗じた額とします。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 下水道課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課	
件 名	橋中・木津第二雨水幹線整備工事(その14)付帯工事	
契 約 内 容	仮設ヤード工一式	
契 約 期 間	令和2年1月7日～令和2年2月28日	
契 約 締 結 日	令和2年1月6日	
契 約 相 手 方	小島施設株式会社	
契 約 金 額	1,203,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、現在施工中の橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その14）について隣接企業である村田機械㈱との協議により、正門通行に影響がある範囲の施工方法を見直すこととなったことにより必要となった仮設ヤード工の設置撤去工事である。施工については、現在施工中の工事と連続性が求められるものであるため、小島施設株式会社と随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課																	
件 名	ため池浚渫付帯工事 亀割大池																	
契 約 内 容	浚渫工1式																	
契 約 期 間	令和2年2月7日～令和2年3月23日																	
契 約 締 結 日	令和2年2月6日																	
契 約 相 手 方	(株)アサイ建設																	
契 約 金 額	5,414,200円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本工事は、(株)アサイ建設と契約している土地改良施設維持管理適正化事業（交付金）であるため池浚渫工事と同一工事箇所内の付帯工事であり、交付金対象金額を超える工種を別途工事にて発注するものです。同一受注者に施工させる場合には、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することのほか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等において設計額を安価に計上できる見込みであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するとし、(株)アサイ建設と随意契約するものです。</p> <p>なお、本工事の設計金額は、土地改良施設維持管理適正化事業ため池浚渫工事との合算による諸経費調整を行い、算出しており、契約金額については本工事の設計額に土地改良施設維持管理適正化事業ため池浚渫工事の請負率を乗じた額とします。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課	
件 名	橋梁長寿命化修繕付帯工事	
契 約 内 容	防護管撤去復旧工 N=1箇所 段差擦付撤去工 N=8箇所	
契 約 期 間	令和2年2月13日～令和2年3月6日	
契 約 締 結 日	令和2年2月12日	
契 約 相 手 方	株式会社青山組	
契 約 金 額	595,100円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、現在施工中の橋梁長寿命化修繕工事（その1）について、付帯的に行うガスマの防護施設の撤去復旧や、国庫補助対象とならない擦付舗装の設置撤去費について行うものである。</p> <p>施工については、早急な交通開放や関係機関との協議が必要となり、現在施工中の工事と連続して行う必要があるため、株式会社青山組と随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市計画課	
件 名	市営中野住宅第26号トイレ改修工事	
契 約 内 容	便器及び便槽の新設とそれに伴う排管、補修、既設便槽の埋め戻し	
契 約 期 間	令和2年1月20日から令和2年3月19日まで	
契 約 締 結 日	令和2年1月20日	
契 約 相 手 方	安達建築株式会社	
契 約 金 額	928,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	既設便槽の老朽化により雨天時に宅内へ溢水が生じるため、早期に改善する必要があり、随意契約とした。 過去の近隣での工事实績および手持ちの工事の量から業者を選定した。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市計画課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター 1 号炉・2 号炉誘引送風機補修整備工事																									
契 約 内 容	都市美化センター 1 号炉・2 号炉の誘引送風機（各 1 基）の補修整備工事																									
契 約 期 間	R2. 1. 11～R2. 3. 23																									
契 約 締 結 日	R2. 1. 10																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	8,360,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第 1 号</td> <td>少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第 2 号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 3 号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 5 号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 6 号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 7 号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 8 号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 9 号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））	○	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））																								
○	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	<p>都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で補修・整備を行う誘引送風機を含む通風設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>また、本工事の施工においては焼却炉内から誘引送風機までの通風経路に存在している、ガス冷却室、減温塔、バグフィルタ等の各設備の内部において発生する圧力損失を考慮した調整の実施が必須であるため、既存各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが必要となる。</p> <p>上記の理由により、平成 2 0 年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>																									
その他特記事項																										

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター 1 号炉・2 号炉減温塔用空気圧縮機整備工事																									
契 約 内 容	都市美化センター 1 号炉・2 号炉の減温塔用空気圧縮機（各 1 基）の分解整備工事																									
契 約 期 間	R2. 1. 18～R2. 3. 23																									
契 約 締 結 日	R2. 1. 17																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	8,580,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第 1 号</td> <td>少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第 2 号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 3 号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 5 号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 6 号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 7 号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 8 号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 9 号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））	○	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））																								
○	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	<p>都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で空気圧縮機の整備を行う減温塔を含む排ガス処理設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>また、本工事においては、排ガスの無害化処理において重要となる排ガスの温度制御に大きな影響を及ぼす、減温塔への冷却水の噴射という工程を担う主要機器である、減温塔用の空気圧縮機の整備を実施するため、既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることにより、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが必要となる。</p> <p>上記の理由により、平成 2 0 年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センター1号炉・2号炉燃焼室等耐火物補修工事	
契 約 内 容	都市美化センター1号炉・2号炉燃焼室等の耐火物の補修工事	
契 約 期 間	R2. 1. 23～R2. 3. 23	
契 約 締 結 日	R2. 1. 22	
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研	
契 約 金 額	17,820,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>焼却炉の耐火物の補修については、最終工程で焼却炉の乾燥焚きを行い、新たに打設した耐火物を炉体にしっかりと定着させる必要があるが、乾燥焚きによる耐火物の定着の程度は、炉内の温度や炉内の流通空気量などにより大きく左右される。そのため、本工事の施工事業者に対しては、焼却施設全体の構造及び運転に関する制御を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>また、本工事の施工事業者を運転管理業務委託の受託事業者と同一の事業者にした場合には、万が一、本工事の施工に何らかの不都合があった場合においても、可燃ごみの焼却処理の実施に支障が生じないように、迅速かつ柔軟に対応することが可能になると考えられる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者であり、運転管理業務委託の受託事業者でもある株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター 1 号炉・ 2 号炉投入ホッパ及び給じん装置更新工事																									
契 約 内 容	都市美化センター 1 号炉・ 2 号炉の投入ホッパ及び給じん装置の更新工事																									
契 約 期 間	R2. 1. 23～R2. 3. 23																									
契 約 締 結 日	R2. 1. 22																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	8,800,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第 1 号</td> <td>少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第 2 号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 3 号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 5 号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 6 号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 7 号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 8 号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 9 号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））	○	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））																								
○	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で更新を行う投入ホッパ及び給じん装置に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>また、本工事においては、排ガスに含まれる有害物質の低減に必要不可欠となる、安定した燃焼温度の維持に関して大きな影響を及ぼす、焼却炉内への安定したごみの連続供給という工程を担う主要機器である、投入ホッパ及び給じん装置の更新を実施するため、既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが必要となる。</p> <p>上記の理由により、平成 2 0 年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>																									
その他特記事項																										

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター1号炉・2号炉主灰出しシュート更新工事																									
契 約 内 容	都市美化センター1号炉・2号炉の主灰出しシュートの更新工事																									
契 約 期 間	R2. 1. 25～R2. 3. 23																									
契 約 締 結 日	R2. 1. 24																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	8,800,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で更新を行う主灰出しシュートを含む灰出し設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>また、本工事においては、排ガス中の有害物質濃度を左右する、炉内圧力の適切な制御に関して大きな影響を与える、炉内への外気の流入を確実に遮断しながら焼却主灰を水中に排出するという重要な工程を担う機器である、主灰出しシュートの更新を実施するため、既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが必要となる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター1号炉・2号炉CO-O2計光源ユニット等交換整備工事																									
契 約 内 容	都市美化センター1号炉・2号炉のCO-O2計(各1基)の光源ユニット等の交換整備工事																									
契 約 期 間	R2. 1. 25～R2. 3. 23																									
契 約 締 結 日	R2. 1. 24																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	3,795,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	<p>都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で光源ユニット等を交換して整備を行う1号炉用・2号炉用のCO-O2計を含む計測設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>また、本工事においては、炉内圧力の的確な制御に関して大きな影響を与える、炉内のO2濃度の連続測定を行う重要な計測機器である、1号炉用・2号炉用のCO-O2計の部品交換整備を実施するため、既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが必要となる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>(※) 上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター焼却施設灰出しコンベア整備・集じん灰移送装置補修整備工事																									
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設の灰出しコンベアの整備及び集じん灰移送装置の補修整備																									
契 約 期 間	R2. 2. 18～R2. 3. 23																									
契 約 締 結 日	R2. 2. 17																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	25,300,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	<p>都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で整備を行う灰出しコンベアや集じん灰移送装置を含む灰出し設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>また、本工事においては、熱しゃく減量等の焼却主灰の性状や焼却炉の安全な連続運転に大きな影響を与える重要な工程を担う、灰出しコンベアや集じん灰移送装置の整備を行うため、既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが必要となる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先      環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター焼却施設中央リレー盤・設備制御盤シーケンサー更新工事																									
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設の中央リレー盤及び設備制御盤のシーケンサーの更新																									
契 約 期 間	R2. 2. 21 ～R2. 3. 23																									
契 約 締 結 日	R2. 2. 20																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	9,240,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	<p>都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。</p> <p>本工事において更新を行うシーケンサーは、焼却施設全体の運転の制御という、焼却施設全体の性能維持及び安定燃焼の確保に係わる非常に重要な役割を果たす装置であり、既存のシーケンサーの設計者が有する高度な専門技術に基づいて設計されているため、既存のシーケンサー及び既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが必要となる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センタートラックスケールピット内点検整備及び塗装工事	
契 約 内 容	都市美化センターのトラックスケールのピット内の点検整備及び塗装	
契 約 期 間	R2. 2. 27 ～R2. 3. 23	
契 約 締 結 日	R2. 2. 26	
契 約 相 手 方	根本工業 株式会社	
契 約 金 額	816,750円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本工事の施工にあたっては、トラックスケールの積載鉄板の撤去・復旧を行う必要があるが、都市美化センターへ搬入されるごみの計量の実施に支障が生じないように、ごみの搬入が行われない土曜日の午後から翌日の日曜日までの間に、点検整備・塗装完了後の積載鉄板の復旧までの全工程を完了してトラックスケールを稼働可能な状態に復旧するため、迅速かつ確実な施工が非常に強く要求される。</p> <p>都市美化センターに現在設置されているトラックスケールの製作メーカーである、株式会社田中衡機工業所は、都市美化センターのトラックスケールの構造等を熟知しているため、本工事の施工を最も迅速かつ確実に実施できる施工事業者であると判断されるが、株式会社田中衡機工業所は、愛知県内における計量器全般、データ処理システムの販売・据付・アフターサービス等を対象業務とした（独占）代理店契約を、根本工業株式会社と締結しているため、本工事の契約相手先を、根本工業株式会社とするもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課